

# 粕屋町福祉施策一覧表（音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい）

令和5年4月現在

事業種別	事業名	3級	4級	備考
交通機関	JR運賃の割引	◎	◎	
	西鉄電車・バスの運賃割引	◎	◎	
	福岡市営地下鉄の運賃割引	◎	◎	
	国内線航空運賃の割引	◎	◎	12歳以上
	タクシー運賃の割引	◎	◎	
	有料道路通行料金の割引	◎	◎	二種は本人運転の場合に限る
日常生活について	障害福祉サービス	◎	◎	
	補装具の交付・修理	◎	◎	障害名により異なる
	日常生活用具の給付	◎	◎	障害名により異なる
	車いすの貸出し	◎	◎	社会福祉協議会へ ☎092-938-6844
	自動車運転免許取得助成	◎	◎	在宅の場合に限る 18歳以上（受験時18歳到達を含む）で適正検査の合格基準に合致する者
	NHK受信料減免	◎	◎	低所得世帯等条件あり
	携帯電話基本使用料等の割引	◎	◎	
相談	生活福祉資金貸付	◎	◎	社会福祉協議会へ ☎092-938-6844
	相談支援	◎	◎	★相談先は下記記載
ついでに	自立支援医療の給付	◎	◎	
	後期高齢者医療の早期適用	○	△	総合窓口課へ ☎092-938-0215 65歳以上74歳未満
年金・手当等について	障害基礎年金	※各種条件がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。		総合窓口課へ ☎092-938-0215 20歳以上
	障害厚生年金	※各種条件がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。		東福岡年金事務所へ ☎092-651-7967 20歳以上
	心身障害者扶養共済制度	◎	△	保護者が65歳未満場合、任意加入 ※疾病等の条件あり
	特別児童扶養手当	※各種条件がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。		総合窓口課へ ☎092-938-0215 20歳未満
	障害児福祉手当	※各種条件がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。		常時要介護、20歳未満
	特別障害者手当	※各種条件がありますので、詳細は窓口にてご確認ください。		常時要介護、20歳以上
税金の減免	所得税の控除	◎	◎	香椎税務署へ ☎092-661-1031
	住民税の控除	◎	◎	役場税務課へ ☎092-938-0237
	軽自動車税の減免	◎		軽自動車税については役場税務課へ ☎092-938-0237 自動車税・自動車取得税については東福岡県税事務所へ ☎092-641-0201 ※本人所有・本人運転以外の場合は条件が異なります。
	自動車税・自動車取得税の減税			
	相続税の控除	◎	◎	香椎税務署へ ☎092-661-1031
	贈与税の減免	※特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行などに信託する場合		香椎税務署へ ☎092-661-1031

◎障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）とも ○障害者のみ △障害名により異なる

※日常生活施策の該当者については、目安を示していますので、詳しくはお問い合わせください。

補助等については、今後、制度改正により内容が変わることがあります。

## ★相談支援事業

身体・知的障がい者 相談支援センター ゆい ☎092-976-2377

精神障がい者 かけはし ☎092-519-4340

## 問い合わせ先

粕屋町役場介護福祉課障害者福祉係

TEL 092-938-0229

FAX 092-938-9522

